

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に関する大学発新産業創出基金事業の対応について

令和 5 年 9 月 29 日

令和 6 年 9 月 5 日改訂

スタートアップ・技術移転推進部

## 1. 背景

若手研究者に対する専従緩和に関する検討が平成 31 年当初より内閣府、文部科学省でなされてきた。この度、令和 2 年 2 月 12 日付の競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合せにより「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」が決定された。これに基づき、JST では「JST 競争的研究費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施について」(以下「JST 実施方針」という) が経営企画部により取りまとめられ、令和 2 年度 4 月 14 日に公開された。この JST 実施方針に基づいて大学発新産業創出基金事業での実施方針を以下のとおり定める。

### ※参考資料

別紙 1) 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合せ (令和 2 年 2 月 12 日付)

URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

別紙 2) プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について (令和 2 年 4 月 14 日付)

URL : <https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

## 2. 大学発新産業創出基金事業における実施方針

「JST 実施方針」を踏まえて以下のとおりとする。

### (1) 対象プログラムについて

- 可能性検証
- プロジェクト推進型 起業実証支援
- ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム
- スタートアップ・エコシステム共創プログラム
- 早暁プログラム (ステージ 2)

(対象外)

- プロジェクト推進型 事業プロモーター支援
- 早暁プログラム (ステージ 1)

### (2) 対象者

原則として以下の全てを満たす者とする。

- ① 委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関において、JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの実施のために雇用される者 (ただし、プロジェクトの研究代表者等が自らの人事費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く)
- ② 40 歳未満の者

活動等を開始する年度の 4 月 1 日時点で 40 歳未満の者を対象とします。

ただし、複数年事業への採択などにより 1 つの活動等が年度をまたがる場合、活動等

の実施期間中に 40 歳になる場合であっても、「自発的な研究活動等の実施期間」、または、「雇用されているプロジェクトの実施期間※」のうち、先に終了する方の期間中は、本制度の利用を可能とします。

※スタートアップ・エコシステム共創プログラムにおけるスタートアップ創出プログラムの研究開発課題については、採択されたステップにおける実施期間を指します。

③ 研究活動を行うことを職務に含む者

なお、複数のプロジェクトで雇用される研究者についても、それぞれのエフォートの 20% を上限として活動を認める。

(3) 実施条件

「JST 実施方針」に定める条件どおり、次の全ての条件を満たすこととする。

- ① 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- ② 研究代表者等が当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- ③ 研究代表者等が当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること（当該プロジェクトに従事するエフォートの 20% を上限とする）

(4) 従事できる業務内容

「JST 実施方針」に定める内容どおり、上記(3)の全ての実施条件を満たす自発的な研究活動等とする。

(5) 研究機関における具体的な実施方法

「若手研究者の募集」、「申請方法」、「活動報告」及び「活動の支援、承認取消」等の各研究機関における具体的な実施方法については、「JST 実施方針」を踏まえ、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。また、申請内容や活動報告内容等については、各研究機関において適切に保管すること。

(6) JST への報告について

本制度を利用して若手研究者が自発的な研究活動等を行う場合は、研究計画書の記載要領に従い、「参加者リスト」にその旨が分かるよう記載する。

(7) 実施開始時期

令和 5 年度から導入

以上